事例No.	67
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	大分県

事例区分	第三セクター

タグ	・社団法人・財団法人 ・公共施設活用 ・組織改革

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（解散）

事例内容・タイトル

県有施設への指定管理者制度の導入が進んだことによる解散（民間活用・委託）

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	指定管理者制度導入による解散
団体名	大分県
法人名	(財)大分県公園協会

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	1,183,961
標準財政規模(百万円)	330,745
財政力指数	0.35828

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

大分県	1(40.0%)
大分市	1(40.0%)
その他	0.5(20.0%)
役職員数(人)	15

[経営状況]

経常収益	57
経常損益	0
当期純損益	0

(単位:百万円)

資産	20
負債	17
純資産	3

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

(財)大分県公園協会は、都市公園の円滑な管理運営に寄与し、都市公園の効果的な利用の増進を図り、もって住民福祉を向上させることを目的として、大分県、大分市及び新日鐵住金(株)(当時は新日本製鐵(株))の出資によって昭和 53 年に設立され、公園の利用並びにスポーツ、レクリエーション活動に関する調査研究・啓発及び公園の管理業務を行ってきた法人である。

協会は高尾山自然公園(大分市)、一村一品クラフト公園(日出町、現ハーモニーパーク)などの管理を担っていたが、解散前の平成 24 年度の業務は、民間企業との共同事業体で受託した大洲総合運動公園の指定管理のみとなっていた。





1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

当該事例は、大分県の公社等外郭団体の見直しにより(財)大分県公園協会の解散を行った事例である。

大分県では、平成 24 年 1 月に、当県が出資等を行っている各団体のあり方や出資の必要性を含めた県関与のあり方等の検証を行い、当協会については県有施設への指定管理者制度の導入が進んだことから、存続の必要性が低いと判断し、解散する方針を示した。

協会では、平成 25 年 3 月に理事会を開き、解散の議決を行い、平成 25 年 4 月に解散した。

２．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

大分県では、平成７年に「公社等外郭団体に関する指導監督要綱」、平成 10 年に「公社等外郭団体見直し基準」を策定し、公社等外郭団体（以下「外郭団体」という。）の指導監督を行ってきた。

また、平成 16 年に策定した行財政改革プランでは、財政的・人的支援が行われているすべての外郭団体について、県関与のあり方や県の事務事業の進め方を見直すこととし、さらに団体の廃止・統合・縮小、業務及び運営の活性化、事務事業の整理・合理化、組織の簡素化、自主財源の確保等、各団体自らの改革を求めることとした。

この行財政改革プランにおいて、（財）大分県公園協会は大洲総合運動公園を大分市へ譲渡後、解散することとなっていたが、大分市との協議が整わず大分市に譲渡されるまでの間存続することとなった。

その後、平成 24 年１月に団体のあり方や出資の必要性を含めた県関与のあり方等の再検証が行われ、今後３年程度を見越し団体ごとに「見直し方針」を策定することとなった。

３．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

上記の見直し方針の中で、協会は高尾山自然公園（大分市）、一村一品クラフト公園（日出町、現ハーモニーパーク）の管理を担っていたが、平成 18 年度以降は県有施設への指定管理者制度の導入により両施設とも民間業者が管理することになり、協会の業務は民間企業との共同事業体で受託した大洲総合運動公園の管理のみとなっていたことから協会の存続の必要性は低いと判断し、解散する方針が示されたものである。

(2)取組の具体的な進め方

見直し方針の策定及び解散に向けた計画策定・準備等を行うにあたり、県以外の出資者である大分市及び新日鐵住金（株）との協議及び大洲総合運動公園との調整等を行った。

その結果、見直し方針では、①当協会は大洲総合運動公園の指定管理期間終了後（平成 25 年 3 月）に解散する、②団体の解散までは県土木建築部長の理事長就任など、現状の関与を継続する、③県の出捐金（1,000 千円）は、団体解散時に引き揚げることが明記された。

平成25年3月に理事会を開き、解散の議決を行い、平成25年4月に解散した。

＜プロセス（スケジュール）＞

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
・大分市及び新日鐵住金(株)との協議 ・公園の関係団体との調整等	・解散に向けた計画策定・準備等	・組織解散

4．取組の効果

協会が管理していた大洲総合運動公園は、公園の電気・機械設備・清掃・警備等の維持管理業務を行っていた民間会社が中心となった共同事業体が指定管理者として管理しているが、指定管理者の協力団体として民間のスポーツクラブが入ったことでヨガや子ども向け運動教室が開催される等、県民サービスの充実が図られている。
（県に対して返還された出捐金の額：1,000 千円）

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

大洲総合運動公園は昭和 53 年に設置されており、施設の老朽化に伴い、施設の維持管理費が近年増加傾向にある。今後も維持管理にかかる費用が増加していく見込みである。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

＜上手く進んだ理由＞
協会が民間企業との共同事業体で受託していた大洲総合運動公園は平成 25 年度から新たに公募による指定管理者を指定することになったが、結果的に新たな指定管理者に協会と共同事業体を構成していた民間企業と他企業との共同事業体を指定したこともあり、県民サービスの提供に大きな影響はなかった。
また、協会職員のうち希望する者は、新たな指定管理者の一員である民間企業へ雇用され、引き続き大洲総合運動公園の指定管理業務に携わることができた。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	大分県行政企画課	連絡先	097-506-2238